

平成 27 年 2 月 27 日

会員各位

長崎県地域材活用推進協議会

会長 成清 大志郎



「木材利用ポイント事業 申請窓口の受付期間に関するお知らせ」について

立春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の運営につきましては、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、2 月 23 日開催の総会において情報としてお知らせ致しておりますが、全国事務局から別紙のとおり正式に決定したことの通知がありましたのでお知らせいたします。都道府県の申請窓口での申請は 3 月 31 日までで、それ以降は全国事務局での申請受付となり、発行申請期限前であっても発行可能な木材利用ポイント数の上限に達した時点で木材利用ポイントの発行は終了されますので、貴会の会員の皆様への周知の方宜しくお願い致します。

記

添付書類：木材利用ポイント事業

申請窓口の受付期間に関するお知らせ

木材利用ポイント事業 申請窓口の受付期間に関するお知らせ

平成27年2月

木材利用ポイント 関係事業者の皆様へ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。本事業にいつもご理解を賜り誠にありがとうございます。
木材利用ポイント発行申請書の提出先である、申請窓口の申請受付終了日は以下のとおりとなりましたので
お知らせいたします。今後とも、木材利用ポイント事業を何卒よろしくお願い申し上げます。

木材利用ポイント事務局

平成27年4月から郵送のみの受け付けとなります!!

申請窓口のポイント発行申請受付は、平成27年3月31日で終了となります。
平成27年4月1日以降の申請は、下記の宛先まで申請書類を直接ご郵送ください。

【申請書類郵送先】

〒350-1191 川越西郵便局 私書箱76号
木材利用ポイント事務局「木造住宅、内装・外装木質化」係

●平成27年3月31日までの申請窓口への提出について●

- ※申請窓口の受付時間や混雑状況をお電話でご確認の上、申請書をご持参ください。
(申請窓口は、郵送による受け付けをおこなっておりません。)
- ※申請窓口に提出された申請に不備があった場合は、申請書類一式を申請窓口に戻却いたします。
(再度申請する場合、平成27年4月1日以降は郵送にて再申請ください。)

●即時交換を利用する申請について●

即時交換を利用する場合、申請書の提出先は申請窓口のみでしたが、
平成27年4月1日以降は、郵送申請にて即時交換を利用する申請を受け付けします。
(平成27年3月31日以前は、即時交換を利用する申請は申請窓口に出してください。)

ご注意

発行申請期限前であっても、発行可能な木材利用ポイント
数の**上限に達した時点**で木材利用ポイントの**発行は終了**
いたします。

※木材利用ポイントの発行額が発行可能な木材利用ポイント数を超えると予想される場合は、
木材利用ポイント事務局ホームページでお知らせします。

木材利用ポイントの発行申請期限



平成27年5月31日

(当日消印有効)

木材利用ポイント
事務局

ナビダイヤル(有料) 0570-666-799
IP電話等からのご利用の場合(有料) 03-6701-3270

受付時間/9:00~17:00(土・日・祝含む)
※お電話をされる際は、番号のかけ間違い
に十分ご注意ください。

事務局ホームページ <http://mokuzai-points.jp>

事務局ホームページでは、「よくあるご質問」や「ポイント申請の手引き」など、最新の情報を掲載しております。また、木材
利用ポイントを申請するためのポイントを簡潔にまとめた、「かんたんガイド」等をダウンロードすることもできます。最新
情報や困ったときに詳しい情報を知りたいときは、是非ホームページをご覧ください。